

村落共同体の成立と構造

— 島嶼経済の構造と変貌—その八—

田 中 豊 治

(一) 隠岐島村落共同体研究の意義

隠岐島村落共同体の研究については昭和十八年三月号の「歴史学研究」誌に筆者の「隠岐における名子制度」の研究が最初の研究と思う。これについて昭和十九年七月号、九月号の「経済史研究」に発表した筆者の「徳川時代における隠岐の村落経済」がある。戦後社会経済史の急激な流行と共に全国的に村落の社会的、経済的構造が論議され、村落の民主化政策と相まって研究が多岐、精密化した。隠岐島のそれについては日本地理学会機関誌「地理学評論」に昭和二十五年以降連載した筆者の「島嶼経済の構造と解体過程一と六」以外にはなかったようである。

昭和三十二年に島根大学の山岡栄市氏が雑誌「史泉」に「隠岐島の村落構造」を発表された。この研究は社会学的な研究で筆者の前者の不備な点を補った。

昭和三十三年以来、隠岐高校生徒が知夫村、五箇村、西ノ島町、布施村等の実態調査を実施し、三十六年隠岐島村落の社会構造として発表した研究は、資料的に従来の研究に見られない事項を多数包含したものであった。

以上の研究に共通している特色は「隠岐島村落社会の封建遺制」の存続の事実報告で、「離島と言う閉鎖的地域がかくの如き封建的社会経済的現象を温存させた」と言う段階で研究はとどまっていた。

したがってこの後の研究はこの段階から如何に進展すべきかで、それは事実の解明と共に「隠岐島村落の社会経済構造の理論的位置づけ」である事は異論がないはずである。

すなわち、封建的諸現象を支えている村落社会の共同体的性格の生成と構造とその変化が追求されなければならない。

これ等の未開分野の解明には多角的、かつ多面的な研究が必要であるが、筆者はここに主として土地占取の様式と用益面からこの問題に接近を試みたい。

(二) 隠岐における村落共同体の成立

村落共同体とは「土地関係を土台に一つの小宇宙というか、局部的なまとまりのある集団をなして、その集団全体がそれを構成する個々の村人達の生産の営みから生活のあらゆる面にわたって昔ながらの伝統にもとづく種々の規制を加え、個々人の自主的な創意を許さない。そう言う組立てをしているもの」(大塚久雄・共同体をどう問題にするか・世界・昭三一・三月号)であり、その歴史的諸形態として、大塚教授は土地占取の様式を基として、

- (A) アジアの形態
- (B) 古典的形態
- (C) ゲルマン的形態

をあげている（大塚久雄・共同体の基礎理論・昭三一・岩波書店）。

備、このような共同体理論の立場から隠岐島の村落社会の分析をするのが小論の当面の問題である。

I 近世隠岐の土地利用

現在の資本主義社会では如何に離島の隠岐と雖も個人経済の発達、地租改正、農地解放等の近代化の波をうけ、経済構造そのものが近代的な変容をとげ封建的なものは消滅しつつある。従って村落共同体の基礎構造を検討するためには、どうしても近代以前の状態を調べなければその本来の姿は解明出来ない。

その手がかりとして封建制下の隠岐の土地利用を調査してみよう。

寛政七年の郷帳は隠岐全島の村落の石高、田、畑の反別を詳記しているので、これを現在の郡別に集計してみると第1表のようになる。

第1表 寛政七年隠岐の石高と耕地面積

郡別	田高(倉)	牧畑高(倉)	麻畑高(倉)	上畑高(倉)	計(倉)	田(反)	畑(反)
穩地郡	二五、三三・二	四七、五八・九	一、九八・九	一〇・五	二八五、六九・三	二〇四	二九九・五
岡吉郡	二七、七二・三	八、六八・七	二、三九・二	三、〇三・一	三三九、六四・三	三三〇・〇	四五七・一
島後計	五〇、八、二三・五	三九、二七・四	四、三七・一	三、六三・六	六四三、二五・六	四四四・四	七五六・六
海士郡	一八、六六・五	二八、八八・九	三、四六・五	—	二四〇、九六・七	九三・二	六三三・一
知夫郡	四九、九三・〇	三六、七五・〇	四、二四・七	—	三三三、八三・七	四〇・九	一、七六・七
島前計	一六、五五・五	三〇、六八・九	七、六〇・二	—	五五六、八〇・六	一三六・一	二、四〇〇・八
隠岐合計	六六、七九・〇	一五九、六六・三	一一、九四・三	三、六三・六	二、〇二〇、五二・二	五七〇・五	三、一五七・四

すなわち、田反別は五七〇町で、これに対する石高は六七七石、畑反別は田の六倍の三一五七町で石高は五〇九七石で、田の石高よりすくない。つまり面積から見ると畑が絶対的に多いが、石高は田に及ばないと言う結果が出てゐる。しかもその理由が畑畑高にあることが一目瞭然である。畑高の九七%を畑畑高がしめてゐるからである。

このような耕地面積と石高との不調和な数字は田畑の免率の差から来ているのである。全島各地に残る下札（例えば丑年免相下札之事の如き名で各村に命ぜられた徴税令書）によると、島前では田は二ツ八分三厘、島後では三ツ二分、麻畑と上畑はどちらも四ツであつて高い。これに対し畑畑は島前では九分六厘で一ツに及ばない。島後では一ツ二分である。すなわち畑畑の取りは田の三分の一である。

畑畑の耕地利用率は輪転関係から見ても最大二分の一であるので（拙稿、封建制下の隠岐畑畑、地理学評論二三卷一、二号）、田の取りに比較すると単位面積あたり六分の一程度と考へるのが適當である（第1図参照）。畑畑の三%を占める麻畑、上畑は菜園、庭畑で年々畑、垣の内とも呼ばれ、宅地の周囲にあり、もつとも集約的に使用される土地である。免率も高い村落では四ツ四分に及ぶところもある。しかし面積は畑畑の一分にも及ばないのである。この計算は「封建制下の隠岐畑畑」の中の拙稿中に示してある（地理学評論二三卷一、二号）。従つて三一五七町の畑のうち九九%までが畑畑であると考えて差支えない。このことは津戸、都万、釜、北方、代などの村落に残る近世の村絵図を調べても、田と山林と家の他は図面中に畑畑と言う字がいたる所に記されているのを見ても明らかである。

このような事実から見ると近世隠岐の農業は水田耕作と畑畑経営によつて成り立つていたと言ふ事が結論し得る。畑畑は水田や普通畑と異つて所有と利益が二元的になつてゐる所に特色がある。すなわち四年周期の耕牧輪転の中にあつて耕作にあつては土地所有者は自己の土地を耕作し得るが、放牧にあつては土地所有者の有無にかかわらず

村民は牧畑中に同一の権利で牛馬を放牧し得るのである。耕作も放牧も固定化した輪転ルールのもとで進行するので耕作種目は一定せざるを得ないから嚴重な強制耕作が行われている。牧場の管理、運営のためには牧司(もくじ)と称する牧場管理人の指示に従って村民は出役し、指示された労務に服さねばならない。

右の事から当然帰結せられるように牧畑の運営に当っては輪転関係を改変する要素は牧畑そのものの解体につながるので進入する余地がない。この事は封建制下の輪転関係を資本制下の今日においても実施しなければ牧畑は維持出来ないと言う事実を示している。

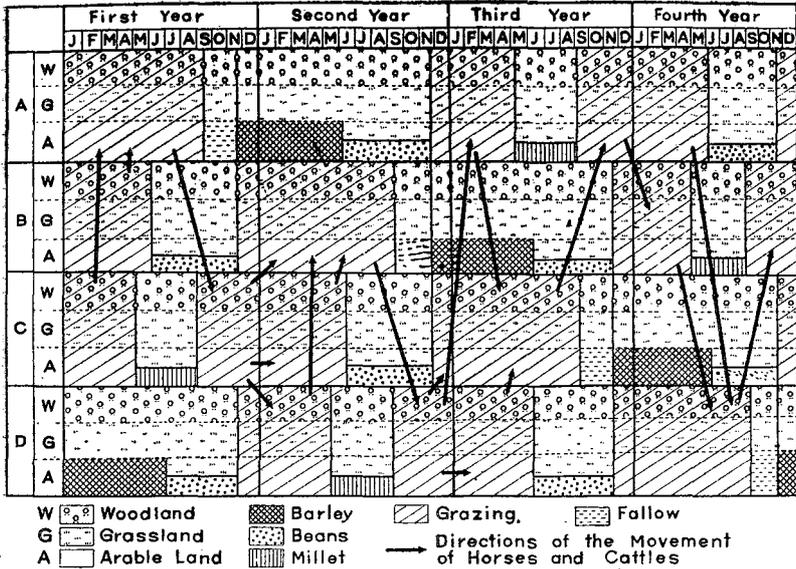
牧畑経営における叙上の共同体的性格は単なる土地利用上の便宜的手段として発生したものでなく、土地占取、村落構造上における歴史的・経済的形態として成立した事を示すもので、「資本制生産に先行する諸形態」の一として解明せられなければならないと考える。よって先ず土地占取の様式から検討してみよう。

II 隠岐における土地占取の様式

近世隠岐においては水田、年々畑は牧畑と牧垣を以て界されており、垣の内側に位置している「麻畑」「上畑」は「垣の内」と称せられ、水田は勿論、垣の内は私有、私用の土地である。牧垣の外側は牧畑である。牧畑の中で比較的土壌条件のよい所は四年一周期の耕牧輪転システムの中で耕作地として利用されるが、急傾斜地、岩石露出地は林野となり、放牧期には牛馬が放牧されるのみである。

耕作される土地と林野となる土地は判然とせず、食糧生産が強く要求される時には耕作地区が増加し、逆の時にはそれまで耕作されていた土地も放任される。従って牧畑内の耕作面積は一定せず「不定地」の性格を持っている。

文化三年に代官所より島内大庄屋三人に申渡した命令には「近年にいたって追々百姓仕事がおろそかに相成り、牧



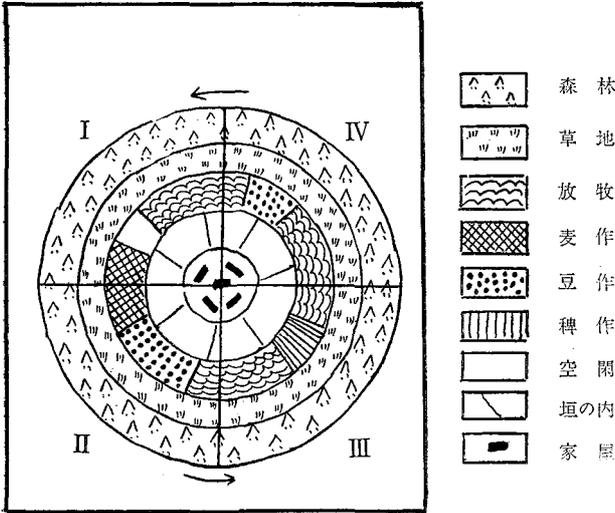
第1図 牧畑の輪転図 (筆者原図 1957年度 I G U 英文報告より)

畑の耕作は年と共にすたれ、穀物の生産が減少して来た。島民の中には水主かこともざらの輩ともざらが隠岐の港に一時の難をさけて入港し遊興するのを見て、その風を真似て農業をすて他の職につくようになったが、甚だよろしくない旨をのべている(拙稿「徳川時代における隠岐の村落経済」、経済史研究、昭和十九年七月、九月号)。

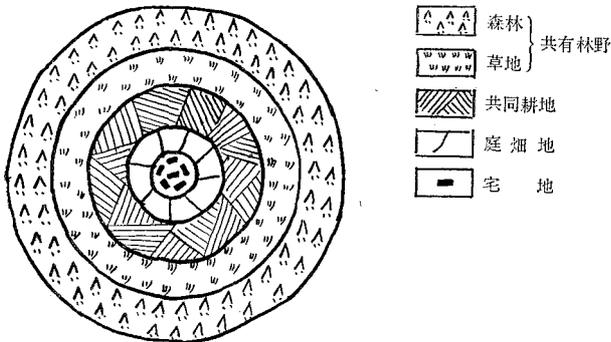
こうなると、牧畑内の草木地の占める割合が増加し、樹線(Tree line)が低下して来る。

従って近世末期の課税は定免で十ヶ年間は豊作、不作に関係なく一定の貢納が義務づけられていた。

大局的に見ると牧畑内の輪転耕作地は畑の内に近い所に牧垣をへだてて、年々畑に接して位置しているのが多く、牧畑内平均に耕作部位が配置されていなかった。草原と森林は輪転耕作地の外延に拡がっているのが普通であった。この様子を図化すると第1図・第2図のようになる。第1図は一九五七年に



第2図 牧畑の土地占取様式



第3図 ゲルマン的村落共同体の土地占取様式

日本で開かれた国際地理学会の節筆者が発表した牧畑の輪転関係である。これを輪転であるから円形図にして見ると第2図のようになる。土地利用、輪転関係、土地占取の様式を考えて作製したもので、I、II、III、IVはそれぞれ一年目と四年目の順序を示す。諸、牧畑のこのような輪転関係に示された土地占取の様式を村落共同体の歴史的経済的

構造から如何に位置づけるかが、牧畑の本質解明並びに牧畑に基礎を置く村落社会の性格理解上極めて重要なポイントになる。

周知の如く西欧農業形態の中で牧畑の形宮形態に形式上類似しているものに三圃農業がある。三圃農業の基本法則は土地占取における「形式的平等」の原理であり、それが耕区制を基礎として具体化されている事は欧州経済史の常識である（大塚久雄、共同体の基礎理論）。

三圃農業の歴史的位置づけについてはマルクスの「資本制生産に先行する諸形態」の理論的分析と大塚教授の「共同体の基礎理論」一〇〇頁以下の叙述から明らかなように、この制度をもっとも典型的に表現した民族の名を取って「ゲルマン的形態」と呼んで、その内容は中世封建社会において成立した故に「封建的共同体」と考えられている。更にマックス・ウエバーは「一般比較経済史」の中でゲルマン的村落共同体の土地占取の様式を模式化している。大塚教授が前掲書「基礎理論」の中で引用したのはこの図である（第3図）。

筆者が作製した牧畑の輪転図（第2図）は大塚教授の言う「ゲルマン的村落共同体の土地占取様式図」（第3図）と極めて類似している事は偶然の類似であろうか、先ずゲルマン的村落共同体の土地占取の様式について大塚教授は次の如くのべている（第3図参照）。

村落の中心には通常一個ないしそれ以上の集落が形づくられており、各村民はその中にそれぞれ自己の住宅及び宅地と、そして多少ともその近傍に「庭畑地」を持っている。この宅地及び庭畑地は、私的かつ個別的に占取されて、いわゆる *Sonderrei-*
gentum を形づくる。

宅地及び庭畑地をめぐって、その周辺には共同耕地がひろがっており、村民たちの耕地はこの共同耕地の各所に多数の小地片をなして存在した。

以上の長文の引用は牧畑の土地占取の様式と比較するため必要なので行なったものである。牧畑の場合は村落の中心には数個の村落が形づくられており、各村民はその中に自己の住宅及び宅地とその近傍に「麻畑」「上畑」を持っている。この宅地と麻畑、上畑は私的、かつ個別的に占取されていて「垣の内」と称される *Sondereigentum* である。宅地及び庭畑地の外部には牧垣をへだてて輪転耕地がひろがっている。

すなわち第2図と第3図は本質的には同様な原則によって構成された土地占取の様式を示している。

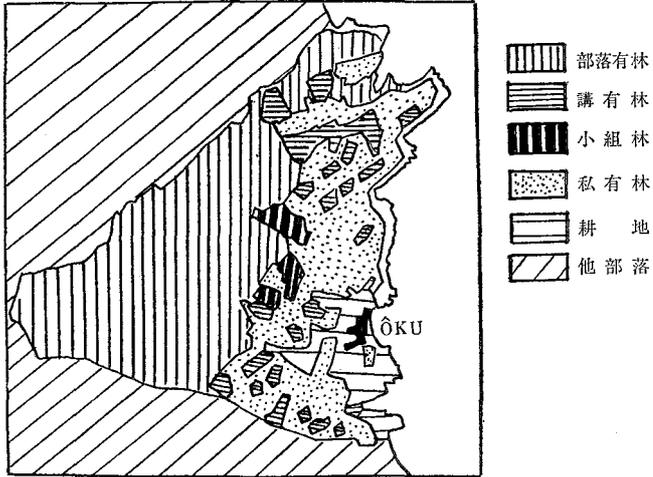
牧畑における垣の内、輪転耕地、放牧草地、森林はゲルマン共同体の土地占取の様式における宅地および庭畑地、共同耕地、共有林野にそれぞれ対比されるもので、三圃農業における各戸の耕地が各耕地に分散しているように、牧畑にあっては四年一周期の輪転において毎年平均して作物の収穫が出来るように各戸の輪転耕地は四区に略平等に分散している。

嚴重な輪転関係に規定された強制耕作制度、耕作地の外延にひろがる共同地の存在等は本質的な類似である。

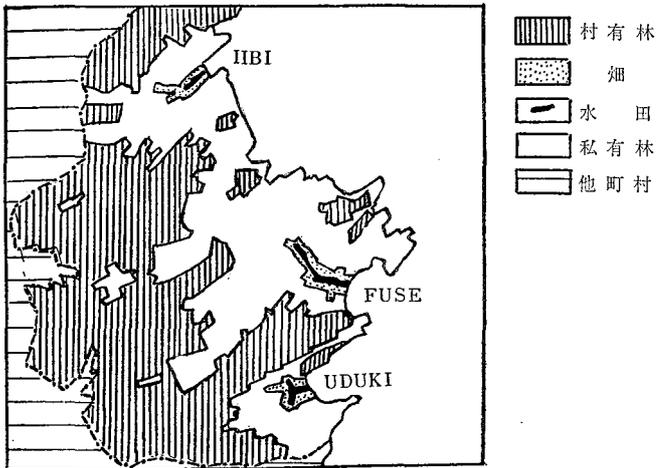
現在の隠岐の林野は明治以降の地租改正のために私有制が進行し共同地の性格がやや把握しがたいが、牧畑制度の存続している島後の大久地区などの場合は典型的に現在もこの制度を示している。

すなわち、部落のもつとも外側の地域に部落有林が存在し共同地 (Allmende) の性格を示し、それが分解して、Eigentumsartig (個別化傾向) を示すものとして小組林 (部落が内部で三地区に別れ、独自の名称を持って小組と称し、その小組が各々共有林を持つ)、講組林 (部落内で講が組織され、その講が独自の名称を持って講毎に共有林を持つ)、それが更に分解して私有林となって来る。大久の牧畑は現在四転式から三転式に変化したが、図中の私有林、講有林、小組林、部落有林にまたがって分布している。

恐らく現在の日本においてゲルマン的共同体の形態を典型的に示しているものの一つと言い得ると思う。
更に共有林が大久のように細分化の傾向をとらずに近代的統合して村有林の形に転化して経営的にはむしろプロシ



第4図 大久の共有林



第5図 布勢村村有林

ヤ的森林経営の形態に進んだものに島後布施村の村有林がある。

布施村には近世初期には尾牧、中谷牧、南谷牧、下坊牧（光山牧とも言う）の四牧があり、享保年間までは牧畑村落であったが、近世後期には林野経営に重点をおいて計画植林にのり出し現在にいたっている。

第5図は布施村の村有林の分布を示したものである。

ここでは小組林、講有林はなくその様な性格のものは村有林成立の過程で皆吸収され、村有林化してしまつた。従つて数名の山林地主による私有林の独占化と村有林に両極分化が行なわれたのである。

現在の部落有林、村有林の母体は牧畑というゲルマン的村落共同体の土地占取様式における共同地であつた。

従つて程度の差はあつても隠岐の牧畑村落においては上述の傾向はすべて内在していたのである。現在共有林の形態で官庁登録されているものは次の通りである。数字は町単位の面積を示す。

原田(二五・八八)、平(一八・三三)、有木(五八・八八)、池田(〇・八六)、下西(四八・七五)、大久(三一・四〇)、東郷(四〇・〇〇)、大来(〇・五〇)、津井(三・〇〇)、都万(二三四・八九)、津戸(三六・八二)、砂子谷(五・〇〇)、那久(四三・〇〇)、油井(三〇・六五)、那久路(三・七一)、代(七八・五〇)、苗代田(一三・七八)、久見(一〇・九九)、山田(四・〇〇)、都万目(一・〇〇)、元屋(二六・八四)、中村(六四・〇五)、伊後(一一・九八)、布施(一一七・三四)、海士布施(二七・八〇)、崎(四・六五)、福井(二四・〇八)、宇受賀(八・六三)、豊田(八五・〇〇)、知々井(八五・〇〇)、大井(二・二四)、菱浦(九・〇〇)、須賀(一〇・〇〇)、保々見(一〇・〇〇)、浦郷(六〇・〇〇)、古海(八・〇〇)、大江(二・〇〇)

個人名義として登録されている実質上の共有林が相当あり、中にはその所屬と利用をめぐり法廷係争中のものもあるから実数は更に追加されるようになる。又、共有林として登録されたものの面積は申告面積であるので実測とは大差がある。例えば原田の場合は二五町と報告されているが実測は一〇〇〇町を越えており、大久の場合は台帳では三

一町に対して二〇〇町余と実測されている。

以上の土地占取の様式、共有林の性格分析及び分布等から考えると、近世隠岐の村落社会の構造はゲルマン的村落共同体（＝封建的村落共同体）を骨格として成立していたと称する事が出来よう。

(三) 共同体的社会体制の成立

隠岐島における村落共同体の性格が上述のようにゲルマン的村落共同体の性格を示し、その形態が牧畑組織に具体的に表現されている事から考えて、牧畑の発生に關係づけて村落共同体の発生を検討してみよう。

牧畑の発生を歴史的經濟的に示す文献は未発見であるが、吾妻鏡の文治四年の条に次の記述がある。

下隠岐国在庁等 可早令犬来牧竝宇賀牧外、宮内大輔重頼知行所々国務進止事。右件所々依為平家領、補預所職候畢、而犬来宇賀牧外非平家領之由、在庁等載誓状、訴国司、国司又依経奏問、自院所被仰下也、早彼兩牧外停止重頼之沙汰、可為国衙進止之由、如件

文治四年十一月二十三日

とあるのが歴史的文献初出の牧關係の記事である。これだけでは土地利用の様子も不明で牧畑か単なる牧場かの区別もつかない。しかし筆者は次の理由から牧畑と考えるのが妥当と思う。

右文書は莊園の領有支配を示したものである。兩牧が当時牛馬生産を目的とした単なる牧場とは考えられない。何故なら、牛馬の商品化、島外移出が行なわれるようになったのは近世後期の事で、中世においては牛馬の商品生産は隠岐では成立していなかった。近世末期まで隠岐で飼養されていた牛馬は小形の在来種で、馬は「隠岐馬」と称するポニー種であった。牧畑耕作のために隠岐のみで飼養された小型馬であった。

牛馬種の改良は安政五年に南部馬の導入によつて始められたのが最初である。現在は在来種は絶滅して全部改良新種の牛馬になっている。

以上の点から考へて中世隠岐の牧は農業生産を目的とした牧畑と考へるのが妥当であると思ふ。犬来、宇賀の二牧はともに近世には牧畑として名称上からも確認出来る。

文献的に牧畑が確認出来るのは西ノ島町黒木支所に残る慶長十二年の別府村検地帳で、これには輪転式の四牧の名称と各牧畑の石高が記されている。

隠岐牧畑の発生を文献的に明らかにする事は島内資料からは困難であるように思う。

筆者は日本における牧畑および牧畑類似事項を全国的に調査し、この結果は一九五七年の国際地理学会英文報告として発表した。対馬、屋久島、種子島、粟島、平群島、祝島、八島、岡山の阿哲山地および日本領時代の済州島には十九世紀末葉から二十世紀初頭にかけて牧畑慣行を存続したが、遂次消滅して現在はその面影も失われてしまった。消滅原因の最大なもの二点で、第一は共有地林野の国有地編入が明治時代に行なわれたために土地の共同利用を前提とする牧畑慣行が維持出来なくなったこと、第二は地租改正において牧畑は殆んど林野の取扱をうけ耕作機能を停止した。隠岐のように牧畑が大規模でその経済価値の高い所では、行政上においても存続措置が講ぜられて来たので現在にいたっているが、他の地方では特別措置がとられなかった。隠岐牧畑については農地解放に当たっても特別措置がとられ、その存続が行政的に助長されている(拙稿 農地解放と農用林野 人文地理三卷二号)。

以上の略述は、牧畑及び牧畑類似事項は共同体の存続を許す封建社会態勢のもとでは牧畑は温存し得るといふ事であつて牧畑発生を説明し得るものではない。

従つて存続理由すなわち発生理由とはなり得ないので封建制以前に發生の根拠を求めることも考えてみなければならぬ。

律令制下の隱岐に条里制が行なわれた事は確實で（拙稿「隱岐の考古地理学概観 歴史地理学紀要 五」、土地国有制の原則が施行されたと考えてよいが、律令制下において牧畑成立の可能性があるか否か。

律令制下の公民に国より与えられたものが園地と僅かに主食を支えるに足る「口分田」と多くを期待する事の出来ない小田の賃租と山川藪沢の用益のみであつた事は表面上甚だ不合理に見える。

慶雲三年（七〇六）三月の詔に王公諸臣が山沢を占めて百姓を苦しめる事が、又、和銅四年（七一）十二月の詔に親王已下豪強の家が山野をしめて百姓の業を妨げていると見えている事は、彼等が畑地となり得る予定地を占有していた故であろう。

しかし「但有応墾開閑地者宜經国可然後聽官処分」と見えているから、先ず空閑地の開墾は許されていたと考えられる。

更に麦作については統日本紀大宝二年（七〇二）三月の条に「因幡・伯耆・隱岐三国蝗損禾稼」と見えている事によつてわかる。禾稼が麦類であることは同書同年八月の条に「駿河、下総二国大風壞百姓盧舎損禾稼」と比べて明らかである。

第三に山川藪沢の利用については「山川藪沢之利公私共之」の如くで入会が行なわれたと見てよいと思う。

以上の三点を総合して見ると隱岐のような離島で空閑地利用の耕作が牛馬の放牧と牛馬耕とを組合せて牧畑経営と言ふ形態になつても差支えなく、律令制下の土地国有時代にあつても牧畑發生の根拠はあり得る。

牧畑の發生の可能性は上述の如く中世封建社会は勿論、古代律令制下までさかのぼって推定する事も可能である。しかしそれがゲルマンの共同体村落社会の本質を完成し、その意義を確立したのは欧州の三圃農業が中世封建社会において確立したのと同原則のもつて考えるのが論理的である。すなわち牧畑は中世封建社会においてその本質的使命を持ったと解すべきである。近世末期は既に牧畑の解体期と見るのが経済的歴史的には正しい見解である。

かくて筆者は牧畑の發生は時代的には定め難いとしても、それが盛行し、本来の意義をはたし、村落共同体の経済的基礎としての使命を果した時代は古代末期より中世封建社会の頃で、特にその組織が確立し、強固な輪転関係が維持遂行されたのは中世の郷村制下であったと考える。近世封建制下にあつては檢地制度の確立と共に共同体的な牧畑は本来的な意味からはなれて解体化をすすめていたと考えている。

(四) 村落共同体の類型と構造

隱岐における村落社会が本源的にゲルマンの村落共同体の性格を持ち、共同体規制を土台にして、封建的生産様式、それに照応する封建的土地所有を如何に表現したかということは隱岐の村落社会の構造を理解する前提条件である。

封建的土地所有は土地所有者（領主や寄生地主又は共同体自身）の支配が常に経済外的強制を持つのを特色とするが、これが如何なる形で隱岐にあらわれているか、隱岐では極めて明瞭に二つの極相を示すものが存在する。すなわち

- (イ) 株小作制度を基礎に持つ擬制的家族関係でヒイラルキーの極めてつよい名子制度の村……極端な例「崎」部落

(ロ) 土地所有が平均化し、部落共有財産を基礎とし相互扶助の発達している講組組織の村……極端な例「大久」部落

崎では地頭の減辺家が文字通り宅地、耕地、林野、役畜、農具、家屋まで一切独占所有し、部落民は同家より宅地住宅を含む生産手段一切(株と称す)を借用し、これに隷属して、極めて強固な封建的支配関係の小作関係を結んだ。戦後の農地解放によりこの小作関係は解体し、且つ、「宅地解放」もひきつづき行なわれ、長年の封建的支配は終了した。

筆者は戦前同家の番頭であったY氏から減辺家の昭和十二年度「名子控帳」の寄贈をうけたが、徭役関係を中心とした地頭と名子との関係が詳細に記されて興味深いものである。

崎と対称的な関係にある大久は前述の如く各種の共有林を土台として結合し、且つ大土地所有は成立せず、耕地は各戸平均四〇アール程度の均等所有が成立している。従つて農地解放の影響を殆んどうけず、貧富の差のすくない部落となっている。

しかし、その反面、当然のことながら共有財産の存続維持のための共同体規制は極めてつよく、部落内における個人の活動において共有林の利益に反する行動は厳禁され、且つ、部落外の人の大久共有林に対する参加も拒否されている。

偕、以上の二例は共同体の内包する性格の極相を示しているわけであるが、隠岐の大多数の部落はこの両性格を共有している。

上下の階層は本百姓対間脇(名子)と云う関係で成立している。

例えば原田部落(現西郷町原田)では戸数二五九戸中、共有林に入会権を持つものは近世以来一七六戸に限定され、且つての間脇の家には加入資格がなく、主家である親方の家を通じてその払い下げをうけるにとどまる。

那久、有木、津戸、今津、加茂、蛸木、菱、福井、美田等は実面積としては大きい部落有林を持ち、原田に似た経営を示している。

隠岐の部落有林は実質的には大面積を持ちながら明治の地租改正に当って申告面積を過少にした事と牧畑経営持続を条件にして国有林編入をまぬかれたこと、更に牧畑が明治の地券交付の場合「切替牧畑」として存続を許され、極めて低い地価に判定され、地租改正に当って保護され、且つ、戦後の農地解放の場合も幾度か解放対象として論議されながら最終的には旧状のまま温存と言う特別措置がとられた。

以上の事は隠岐島村落の共同体的性格の現存の最大の理由である。

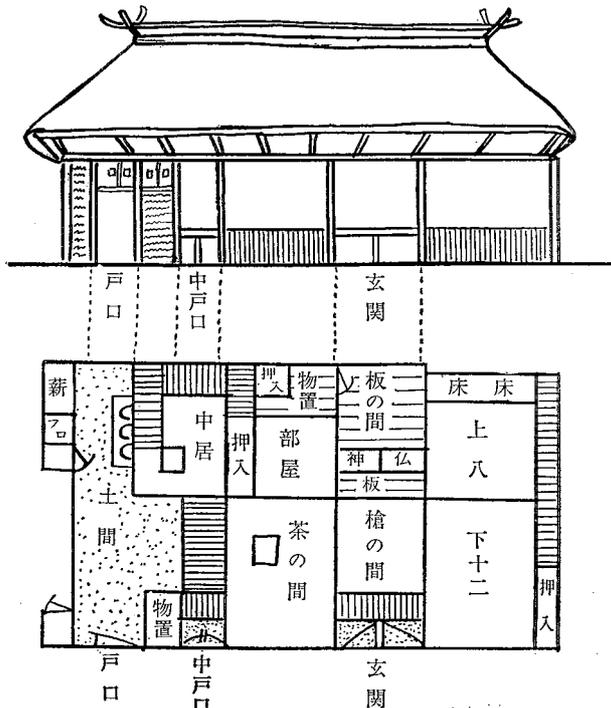
かくて生活慣習、民俗、行事等にいたる各部門にも、共同体的村落社会の性格から来る封建的色彩は強固である。特に村落景観に表れた特色は本土からの来島者には物珍らしく映ずる事が多い。例えば農村では宅地の広狭と家構が規制されている事はその一例である。

第2表はその一例を示したもので、特に北方村の慶長十八年の村絵図には宅地の地割、面積まで詳しく記されていて興味深い。

更に家構の特色は明確に視覚的印象に訴えるものがある。本百姓中で親方と呼ばれる地主階級の家は表入口を三つ持ち、それぞれ玄関、中戸口、戸口と称せられ、別に横口、裏口があり、それぞれ身分、階層によって出入口を制限して来た(現在は制限が緩和されているが)。例えば戸口(とぐち)は家人の通常の出入口であると共に同輩の家格の人の

第2表 封建制下の隠岐各村の宅地面積

	公文	百姓	役人	神主	寺	大工 鍛治	大夫	名子	資 料
	畝	畝	畝	畝	畝・歩	畝・歩	畝・歩	畝・歩	
中村	15	3	5	3	5	5	—	—	慶長12年検地帳
加茂	10	6	8	10	—	—	3	—	同 上
別府	8	3	5	8	3.24	3.24	3.24	—	慶長18年検地帳
有木	8	3	5	5	10	—	—	2	宝暦2年指出帳
北方	8	3	5	5	5	—	—	—	慶長18年村絵図
伊後	5	3	5	5	—	—	—	—	慶長12年村絵図
釜	8	3	5	5	5	—	—	2	享保5年指出帳
犬来	8	3	3	5	5	—	—	1.15	同 上
南方	8	3	3	5	5	—	—	2	慶長18年検地帳



第6図 親方の家構

訪門口である。中戸口（なかとぐち）と玄関は自分より身分の高い者の迎え口であると共に婚礼、葬式、法事などの時の儀式用の出入口である。

間取りも上層階級の家は略一定し、玄関、又は中戸口の正面に檜の間があり、欄間には檜が掛けてある。神棚、仏壇も檜の間に位置するのが普通である。上の間は書院造りで、家によっては他の部屋より一段高くしてある所もある。西郷町釜の佐々木はこうしたすべての要素を備えている上に天井が二重天井になっている。明らかに武家住宅の要素を持っている。第6図は標準的な上層階級の農家の家構である。

(五) 村落共同体の解体

隠岐島における村落共同体の解体は時代的には近世中期に始まっている。

「近世隠岐における商業資本の発達と島嶼経済の展開」なる拙稿（地理学評論二九卷一号）の中で享保時代より急速に商業資本主義経済が発達したことをのべたが、このことが具体的に村落共同体にどのような影響を与えたかを摘記すると次の通りである。

(イ) 貨幣経済の発達によって牧畑中心の農業の重要性が減少した。つまり、孤立性、自給性の経済が西廻り海運の発達によって水産物、木材などの移出を可能にしたため流通経済に進展した。

(ロ) 右の結果牧畑経営をやめて計画造林に土地利用を変更した村も出来た。布施はその代表例である。山林資源の商品化が発達して来たので部落内で上層階級の中から山林地主が出現し、他方においては入会林野の部落有林化↓村有林化を押しすすめ計画経済が進展し、共同体的性格が近代的資本経営の線をつよめて来た。

(イ) 牧畑の生産性の低位性並びに資本主義経済下における近代化への不適応(強制耕作、作種の限定など)のため牧畑慣行の衰退……牧畑が森林化、牧場化、普通畑化と言うふうに機能分化して慣行自体の消滅が行われた。島後の牧畑は殆んど明治中期に森林化した。島前の牧畑は牧場化をたどった(耕作機能の放棄である)。

(ニ) 牧畑存続地区でも比較的牧畑内に大きな面積を持つ地主層が牧畑内における自己の所有地の共用性を否定し、土地所有者が自己の所有地を「囲い込み」(Endosure)して私有、私用化を始め、私有地の共用拒否が戦後始まって来た。知夫村には二十四箇の「囲い込み」が現存している。

(ホ) 牧畑の耕作機能の停止。昭和四十二年以降牧畑は四年輪転はしているが耕作機能は停止して現在作物生産は行なわれていない。すなわち牧地として利用するにすぎなくなった。こうなると、牧場の更に集約的利用が求められて来るので、輪転制度と異った異質の経営が行なわれる可能性が生じて来て現在共同体的利用を廃して個人的利用に進もうとする傾向がよまってきた。

(ハ) 共有林は現在私有化の傾向はたどっていない。しかし次第に法人組織の会社経営に体質改善が行なわれている。原田の共有林は現在は「原田興業株式会社」となっているし、西郷町中町の共有林は「中町殖産株式会社」となっている。最近此の様な組織に改変されているものに「有木」「那久」「津戸」のそれがある。

本篇は主として土地占取の様式の解明に重点をおいて隠岐の村落共同体の性格を論じた。共同体の構造、成立、解体について筆者独自の解釈をすすめているので或は甚だしい誤があるかもしれない。先学の御教示を願って筆をおくこととする。